

FAQ（相続税申告書第11表）

No.	質問	回答
1	<p>【第11表、第11表の付表1～付表4】</p> <p>令和6年分の相続税の申告において、旧様式（令和2年4月分以降用）の第11表を提出することはできますか。</p>	<p>令和6年分の相続税の申告について、原則、新様式（令和6年1月分以降用）の第11表を用いて申告していただくこととなりますが、暫定的な対応として、旧様式の第11表の送信も可能といたします。</p> <p>そのため、令和6年分申告用の手続きのバージョンで第11表の新様式・旧様式のいずれかを選択して申告することが可能です。</p> <p>なお、上記の対応を踏まえ、旧様式の第11表で作成されたデータを書面出力して提出することも可能といたします。</p> <p>また、第11表以外の様式については、新様式の第11表を前提とした様式改訂を行うため、第11表から他の様式に転記させる箇所や、他の様式から第11表に転記させる箇所に係る様式上の文言についても修正することになります。</p> <p>そのため、旧様式の第11表を使用する場合は、上記文言について連動が取れないこととなりますが、旧様式の第11表を使用する場合のシステム上の制約としてご理解ください。</p>
2	<p>【第11表、第11表の付表1～付表4】</p> <p>修正申告書の入力に当たり、修正がない財産についてはその財産の価額の合計額のみを入力し、修正がある財産のみ詳細に入力する場合、新様式の第11表及び第11表の各付表にはどのように入力すればいいでしょうか。</p>	<p>他の様式（第15表など）との連動が保たれるように入力いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>【第11表】</p> <p>①「項番」欄の入力仕様を教えてください。 （単純に1からの連番を入力するのか、それとも任意の番号を入力するのか。）</p> <p>②相続人が10人以上いる場合、第11表を複数枚作成するのでしょうか。</p>	<p>①1からの通し番号を入力します。</p> <p>②ご認識のとおりです。</p>

No.	質問	回答
4	<p>【第11表】 旧様式の第11表の合計表には「各人の合計」を入力する欄がありますが、新様式の第11表「2 取得財産の価額の合計表」にも同様に「各人の合計」を入力する必要がありますか。</p>	<p>新様式の第11表の「2 取得財産の価額の合計表」は、財産を取得した人ごとに合計した金額を入力する欄であるため、「各人の合計」を入力する必要はありません。</p>
5	<p>【第11表】 非課税限度額以内の生命保険金のみ相続した場合には第11表の付表1～4に入力する相続財産はありませんが、第11表には以下のとおり入力してよろしいでしょうか。</p> <p>・相続税申告書「第11表」 — 上記の相続人が「国税花子」の場合— 「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」 「項番：1」、「財産を取得した人の氏名：国税 花子」と入力する。 「2 取得財産の価額の合計表」 「財産を取得した人の番号：1」、「①分割財産の価額：空欄」、「③取得財産の価額：空欄」と入力する。</p>	<p>ご質問の場合、非課税限度額内の生命保険金のみを取得した相続人は、第11表や第11表の各付表に入力すべき事項がなく、また、申告義務がないものと考えられますが、その相続人の取得した生命保険金に係る事項については第9表に入力していただく必要があります。</p> <p>なお、その相続人が申告するとの判断から第11表に入力する場合には、ご質問のような形式で入力していただいても、「①分割財産の価額」欄及び「③取得財産の価額」欄には空欄でなく「0」と入力していただいても差し支えありません。</p>
6	<p>【第11表の付表1～付表4】 第11表の付表1～付表4の「項番」欄は、どのように入力すればいいでしょうか。</p>	<p>各付表で入力する財産ごとに1からの通し番号を入力します（付表1で項番1,2,3…、付表2で項番1,2,3…）。具体的な入力イメージは、「相続税申告書入力要領（相続税申告書第11表）」をご覧ください。</p>
7	<p>【第11表の付表1～付表4】 第11表の付表1～付表4の「項番」欄は、第11表以外の申告書とのひも付けなどを行いますか。</p>	<p>「項番」欄は、第11表の各付表以外の申告書とのひも付けは行いません。</p>
8	<p>【第11表の付表1～付表4】 「細目」ごとに、(小計) [計] を計算する必要がありますか。また「細目」欄のない付表3は [計] を計算する必要がありますか。</p>	<p>「細目」ごとに、(小計) [計] の計算をする必要はありません。 また、付表3について、[計] を計算する必要はありません。</p>

No.	質問	回答
9	【第 11 表の付表 1～付表 4】 書面出力して提出する場合、「所在場所等」欄などで同じ内容が続く場合は、「同上」や「〃」に置き換えて入力して差し支えないでしょうか。	従来どおり、システムを用いて申告書を作成する際は、前の行と重複する内容であっても「同上」や「〃」、空欄などにより入力を省略しないでください。
10	【第 11 表の付表 1～付表 4】 一つの（同一の）財産を取得した人が 4 名以上の場合、どのように入力をするのでしょうか。	一つの（同一の）財産を 4 人以上が相続する場合は、複数の行を使用して入力します。 この場合、最初の行以降の「項番」、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄以外の欄への入力はありません。 詳細は、「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」をご覧ください。
11	【第 11 表の付表 1～付表 4】 財産の持分割合については、従来どおり「価額」欄内に入力するのでしょうか。	（被相続人の財産に持分割合があった場合） 第 11 表の付表 1：「持分割合」欄に被相続人が有していた持分割合を入力してください（単独所有していた場合には入力不要です）。 第 11 表の付表 2～4：「備考」欄に、被相続人が有していた持分割合を入力してください（単独所有していた場合には入力不要です）。 （相続人が共有で財産を相続した場合） 相続人が取得した持分割合の入力は不要です。 なお、相続人の持分割合を申告書上に表示したい場合は、「備考」欄を使用して持分割合を表示していただいで差し支えありません。
12	【第 11 表の付表 1】 今回の様式改訂に伴い、相続税申告書第 11・11 の 2 表の付表 1 等の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける場合に入力する様式（以下「小規模宅地等の特例に関する様式」とします。）にも変更があるのでしょうか。 また、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける財産は、第 11 表の付表 1 にどのように入力をするのでしょうか。	小規模宅地等の特例に関する様式について、大きな変更は予定していません。 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける土地等は、以下のとおり第 11 表の付表 1 に入力します。 ・「面積」欄：その土地等の面積 ・「持分割合」欄：被相続人が有していた持分割合 ・「価額」欄：特例適用後の金額 ・「特例」欄：「1」

No.	質問	回答
13	<p>【第 11 表の付表 1】</p> <p>第 11 表の付表 1 の「所在場所」欄を、4 項目に分けて入力する理由を教えてください。</p>	<p>第 11 表については、その財産の種類・細目等の区分に応じて入力しやすくなるよう様式を改訂しています。</p> <p>第 11 表の付表 1 には、相続税がかかる財産のうち土地・家屋等を全て入力することとなるため、「所在場所」欄は、「所在場所」の項目を分けることにより適切な形式で入力しやすくなるよう様式を改訂しています。</p>
14	<p>【第 11 表の付表 1】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「面積」欄、「単価又は倍数」欄、「固定資産税評価額」欄、「価格」欄はいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です。</p> <p>なお、取得した財産が区分所有財産である場合に、その区分所有財産に係る敷地利用権（敷地権）の割合を入力してください。</p> <p>②単位の表示は不要です。</p>
15	<p>【第 11 表の付表 1】</p> <p>相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）において、「特例」欄は「1」～「4」のコードを入力するとありますが、「1」と「3」のどちらも該当する場合はどのように入力するのでしょうか。</p> <p>（コード値）</p> <p>1：租税特別措置法第 69 条の 4 《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》</p> <p>3：租税特別措置法第 69 条の 6 《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》</p>	<p>ご質問の場合には、「1・3」のようにどちらのコードも入力します。</p>

No.	質問	回答
16	<p>【第 11 表の付表 2】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「数量」欄の単位は、入力された値に応じた単位を表示する必要がありますか。もしくは「数量」欄、「為替」欄、「単価」欄、「価額」欄のいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか。</p> <p>③「為替」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>④取引所等の名称（東 P/ジャスダック等）は表示しなくてもよろしいでしょうか</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です（「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」の 5 頁をご覧ください。）。</p> <p>②「単価」欄については、単位まで入力してください。「数量」欄、「価額」欄、「為替」欄については、表示不要です。</p> <p>③取得した有価証券が外国株式などの場合には、「為替」欄に日本円の為替レートを入力します。詳細は、「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」の 5 頁をご覧ください。</p> <p>④表示不要です。</p>
17	<p>【第 11 表の付表 2】</p> <p>取引相場のない株式等の評価において、評価明細書の「株式の評価額」の入力が分数あるいは小数となった場合は、第 11 表の付表 2 の「単価」欄はどのように入力すればよいでしょうか。</p>	<p>第 11 表の付表 2 の「単価」欄の入力については、評価明細書の「株式の評価額」と同様に、分数又は小数で入力することとなります。</p> <p>なお、入力文字数等により分数や小数での入力が困難な場合は、「(評価明細書のとおり)」等と入力して差し支えありません。</p>
18	<p>【第 11 表の付表 2】</p> <p>第 11 表の付表 2 の「所在場所等」欄下段において、上場株式の場合も住所を入力する必要があるでしょうか。それとも特定同族会社の株式や出資などの場合のみで構わないでしょうか。</p>	<p>特定同族会社の株式や出資などを入力する場合には、「所在場所等」欄の入力をお願いします。</p> <p>上場株式を入力する場合には、「所在場所等」欄に住所を入力する必要はありません。</p>
19	<p>【第 11 表の付表 3】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「数量」欄、「単価」欄、「価額」欄のいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です（「相続税申告書入力要領（相続税申告書第 11 表）」の 7 頁をご覧ください。）。</p> <p>②「数量」欄を入力する場合（外貨建ての預貯金など）は、単位まで入力してください。「単価」欄、「価額」欄については、単位の表示は不要です。</p>
20	<p>【第 11 表の付表 4】</p> <p>①「備考」欄の入力仕様を教えてください。</p> <p>②「数量」欄、「倍数」欄、「単価」欄、「価額」欄のいずれも単位を表示しなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>①「備考」欄は、入力内容を補足するための付記事項を入力する欄です。</p> <p>②「数量」欄については、単位まで入力してください。「倍数」欄、「単価」欄、「価額」欄については、単位の表示は不要です。</p>

No.	質問	回答
21	<p>【その他】</p> <p>第 11 表の各付表と同様の項目(所在場所等)を持つ他の様式について、第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂は予定していますでしょうか。</p> <p>(第 11 表の 2 表、第 11・11 の 2 表の付表 1 別表 2、第 11・11 の 2 表の付表 4、第 12 表など)</p>	<p>第 11 表以外の様式については、一部様式の改訂を予定していますが、第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂は予定しておりません。</p>
22	<p>【その他】</p> <p>①財産評価の各評価明細書について、第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂は予定していますでしょうか。</p> <p>②第 11 表の各付表には「国外」欄がありますが、財産評価の各評価明細書のいずれかに「国外」を判別できる表記は必要でしょうか。</p>	<p>①第 11 表の各付表のフォーマットに合わせた様式改訂(所在場所の分割)は予定しておりません。</p> <p>②「国外」を判別できる表記は不要です。</p>
23	<p>【その他】</p> <p>相続税申告書第 11 表の改訂を受けて、贈与税申告書を改訂する予定はありますか。</p>	<p>現状、第 11 表の改訂を受けて、贈与税の申告書の所在地を第 11 表のように 4 項目に分ける予定はありません。</p>
24	<p>【その他】</p> <p>「相続税の申告書等(e-Tax 様式)改訂一覧」にて、第 3 表などの「主な改訂内容」欄に記載のある「新規 XML 対応」という記載の意味を教えてください。</p>	<p>XML 形式での受付に対応するという意味になります。</p>
25	<p>【その他】</p> <p>「相続税の申告書等(e-Tax 様式)改訂一覧」に記載のある「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」は、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」で使用する以外に、倍率地域のマンションを評価する場合も使用するのでしょうか。</p>	<p>倍率地域のマンションを評価する場合についても「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を使用します。</p>
26	<p>【その他】</p> <p>第 15 表の「細目」は令和 5 年分と変わらないでしょうか。</p>	<p>第 15 表の「細目」については、旧様式(令和 2 年 4 月分以降用)と変わりありません。</p>